

## 《水産資源環境整備事業》

### 『水産環境整備事業』

広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施することにより、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給に資することを目的とした事業です。

### 『水産生産基盤整備事業』

浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備とともに、水域の環境保全対策を総合的に実施することによって、水産資源の維持・増大と水産物の生産機能の確保を図り、水産資源の持続的利用と国民ニーズに的確に対応した水産物の安定供給体制の構築に資することを目的とした事業です。

#### 【水産環境整備事業実績】

(平成28年度)

地区名	工事費	整備内容	基本計画
北海道 太平洋西部	318,330千円	日高西部厚賀漁場（工事費：76,496千円） クレイトールⅡ型産卵礁292個製作設置 対象種：ヤナギダコ、ツブ類	計画期間：H24～H33 総事業費：4,633,000千円 事業規模 72,000空 <sup>3</sup> （魚礁） 175.7ha（増殖場）
		梟舞漁場（工事費：41,256千円） クレイトールⅡ型産卵礁165個製作設置 対象種：ヤナギダコ、ツブ類	
		節婦漁場（工事費：63,504千円） クレイトールⅡ型産卵礁245個製作設置 対象種：ヤナギダコ、ツブ類	
		庶野漁場（工事費：63,288千円） クレイトールⅡ型産卵礁240個製作設置 対象種：ヤナギダコ、ツブ類	
		日高西部厚賀漁場(28補正)（工事費：73,785千円） クレイトールⅡ型産卵礁255個製作設置 対象種：ヤナギダコ、ツブ類	

#### 【水産生産基盤整備事業実績】

(平成28年度)

地区名	事業主体	事業費	整備内容	基本計画
日高東部 沿岸	えりも漁業 協同組合	49,800 千円	日高東部沿岸漁場 底質改善(雑海藻駆除)A=14.5ha 対象種：ミツイシコンブ、アイナメ	計画期間：H25～H29 事業規模：72.5ha 総事業費：295,891千円

## (2) 道単独漁港整備事業及び漁港維持補修事業

漁港の機能を向上させるため、公共事業の計画にない工種の新設、増設、または小規模な改良整備を行うとともに、老朽化または破損、流出、埋没した場合に原型に復旧するための補修を行い、漁業の生産向上及び良好な漁港機能の維持保全を図ることを目的とした事業です。

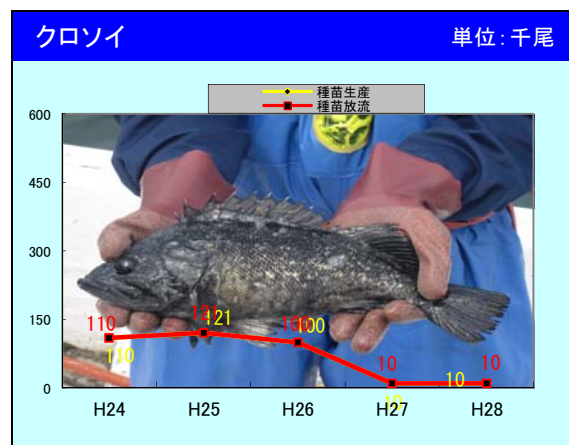
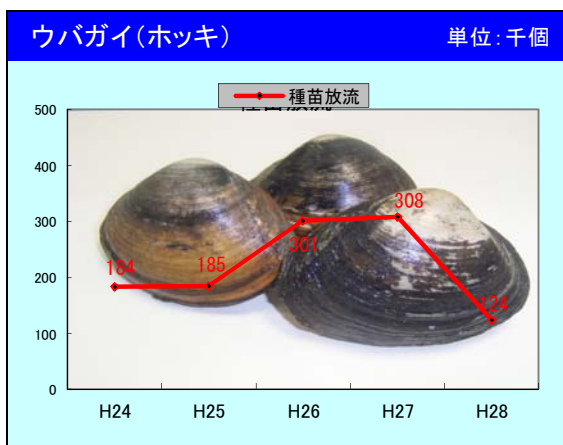
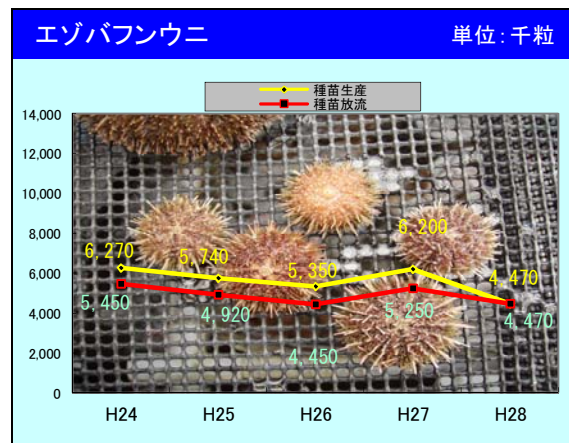
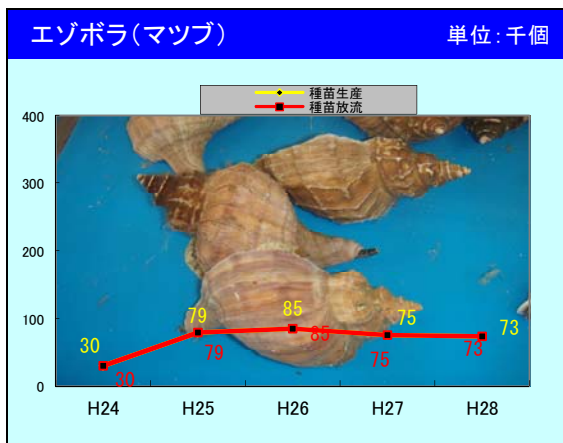
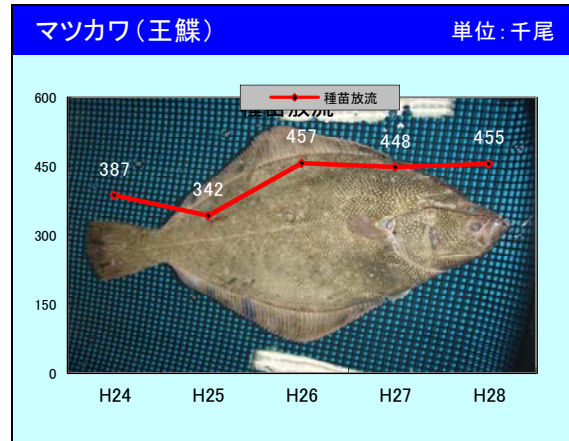
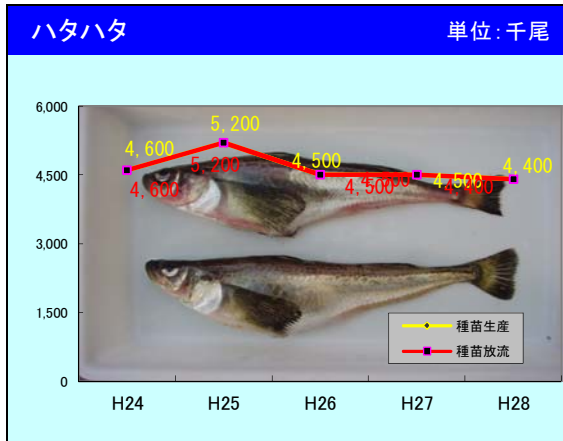
漁港名	工事費	事業内容
富浜	1,560千円	排水工補修(-2.5m物揚場)、道路補修(道路)
静内	5,756千円	浚渫(-3.0m泊地)
春立	28,113千円	用地補修(用地)、照明灯補修(道路)
三石	1,170千円	照明灯補修(-2.0m物揚場)、縁石補修(道路)
梟舞	5,423千円	浮標灯係留チェーン・電池交換(東外防波堤)
東栄	18,518千円	浚渫(-4.0m航路、-3.5m泊地、-2.5m泊地)
様似	2,242千円	照明灯補修(道路)
庶野	3,103千円	手摺り補修(東外防波堤)、投光器補修(船揚場)
目黒	6,312千円	道路補修(道路)
合計	72,197千円	

## 第7. 栽培漁業の取組概況

### 人工種苗生産及び種苗放流

日高管内における栽培漁業の取り組みの一環として、各漁業協同組合及び漁業振興を目的とした協議会等により水産資源の維持増大を目的として人工種苗の生産・放流が行われています。

過去5カ年の種苗の生産と放流の尾数(個数)について、主な6魚種について記載します。



## 第8. 漁港の現況について

現在、管内の漁港は、第1種漁港が18港、第3種漁港が2港、第4種漁港が1港、計21港があります。

また、この他に漁港の性格の強い地方港湾(浦河港、えりも港)が2港あります。

漁港整備事業は、第1次から第9次までの漁港整備計画に引き続き、平成13年度より沿岸漁場整備開発事業を統合し、水産基盤整備事業として推進されています。

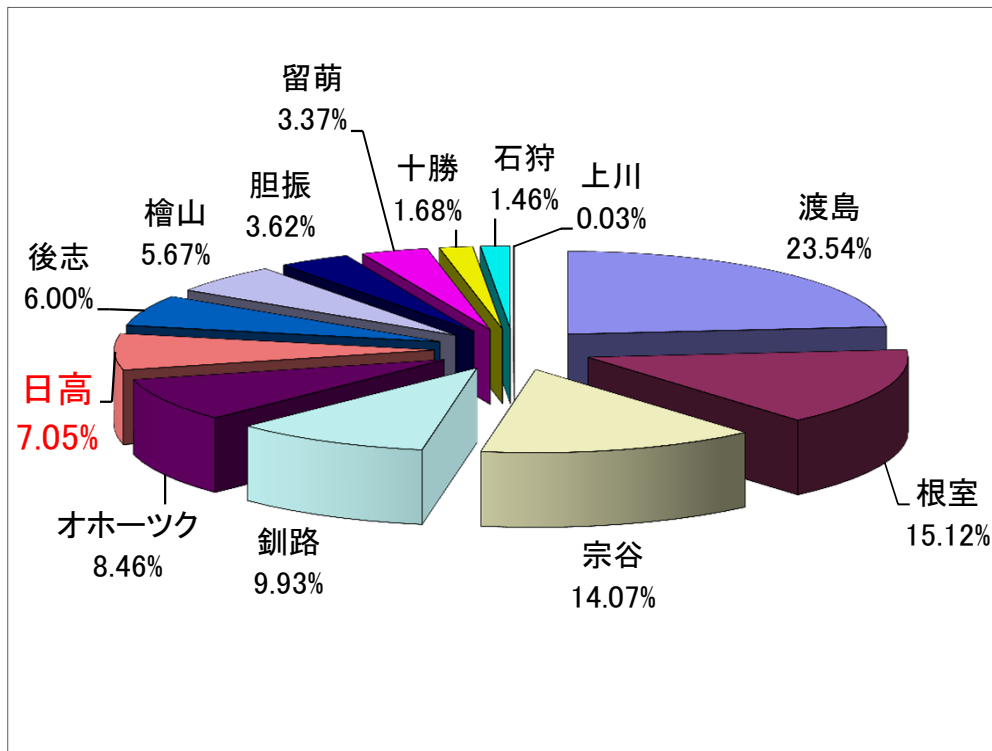
凡例	
修築	地域(一般)
改修	地域(特定)
局部改良	高度化
再生交付金	直轄(特定)
機能保全	機能強化
災害対策	

町名	日高町			新冠町	新ひだか町					浦河町		様似町				えりも町						
	富浜	門別	厚賀	節婦	静内	東静内	春立	三石	晃舞	荻伏	東栄	鶺鴒	様似	冬島	旭	笛舞	歌別	東洋	えりも岬	庶野	目黒	
漁港種別	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	4	1	
指定年月日	S29 7 12	S28 12 28	S26 6 29	S26 6 29	S28 12 28	S26 6 29	S26 10 17	S26 6 29	S27 10 6	S27 10 6	S26 10 17	S29 7 12	S26 6 29	S27 11 24	S57 10 8	S29 7 12	S57 10 8	S57 10 8	S27 10 6	S26 6 29	S40 12 9	
第1次漁港整備計画 (S26~S29)																						
第2次漁港整備計画 (S30~S37)																						
第3次漁港整備計画 (S38~S43)																						
第4次漁港整備計画 (S44~S47)																						
第5次漁港整備計画 (S48~S51)																						
第6次漁港整備計画 (S52~S56)																						
第7次漁港整備計画 (S57~S62)																						
第8次漁港整備計画 (S63~H5)																						
第9次漁港整備計画 (H6~H13)																						
漁港漁場整備長期計画 (H14~H23)																						
漁港漁場整備長期計画 (H24~H33)																						

## 第9. 漁船勢力について

### (1) 振興局別漁船隻数

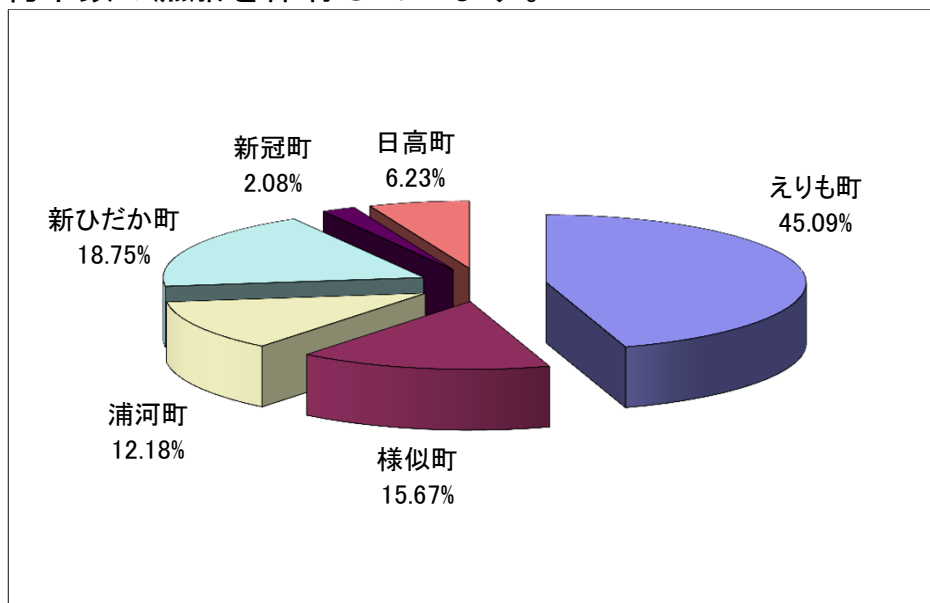
管内の漁船隻数は、平成28年12月31日現在1,781隻であり、全道の7.0%（振興局別第6位）となっています。



渡島総合振興局	5,947
根室振興局	3,821
宗谷総合振興局	3,556
釧路総合振興局	2,508
オホーツク総合振興局	2,137
日高振興局	1,781
後志総合振興局	1,517
檜山振興局	1,432
胆振総合振興局	914
留萌振興局	852
十勝総合振興局	425
石狩総合振興局	368
上川総合振興局	8
全道計	25,266

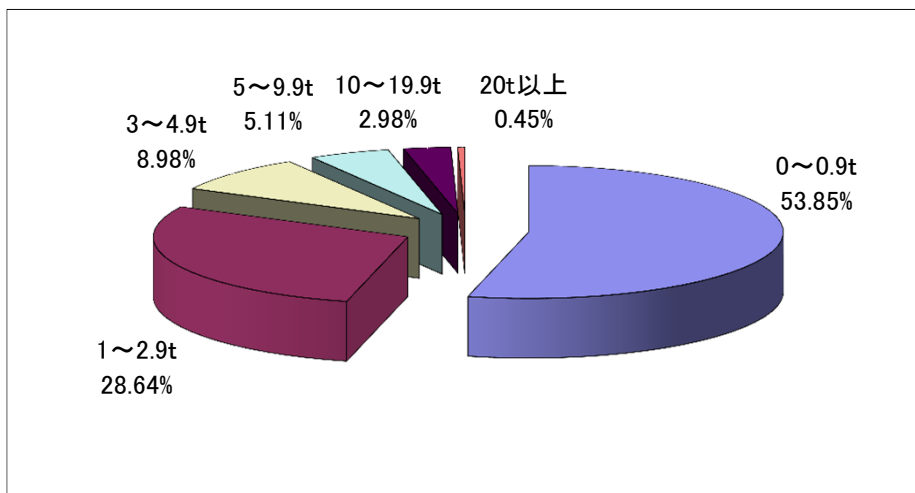
### (2) 日高振興局管内漁船隻数

管内における漁船隻数は前年より総体で20隻（約1.0%）減少しています。階層別では、1～2.9t階層が23隻、3～4.9t階層が1隻減少し、5～9.9t階層が1隻減少し、10～19.9t階層が2隻増加しています。また、地区別では、えりも町が803隻と管内全体の約45%を占め、様似町が279隻、浦河町が217隻、新ひだか町が334隻、新冠町が37隻、日高町が111隻となっており、えりも地区において管内の約半数の漁船を保有しています。



えりも町	803
様似町	279
浦河町	217
新ひだか町	334
新冠町	37
日高町	111
管内計	1,781

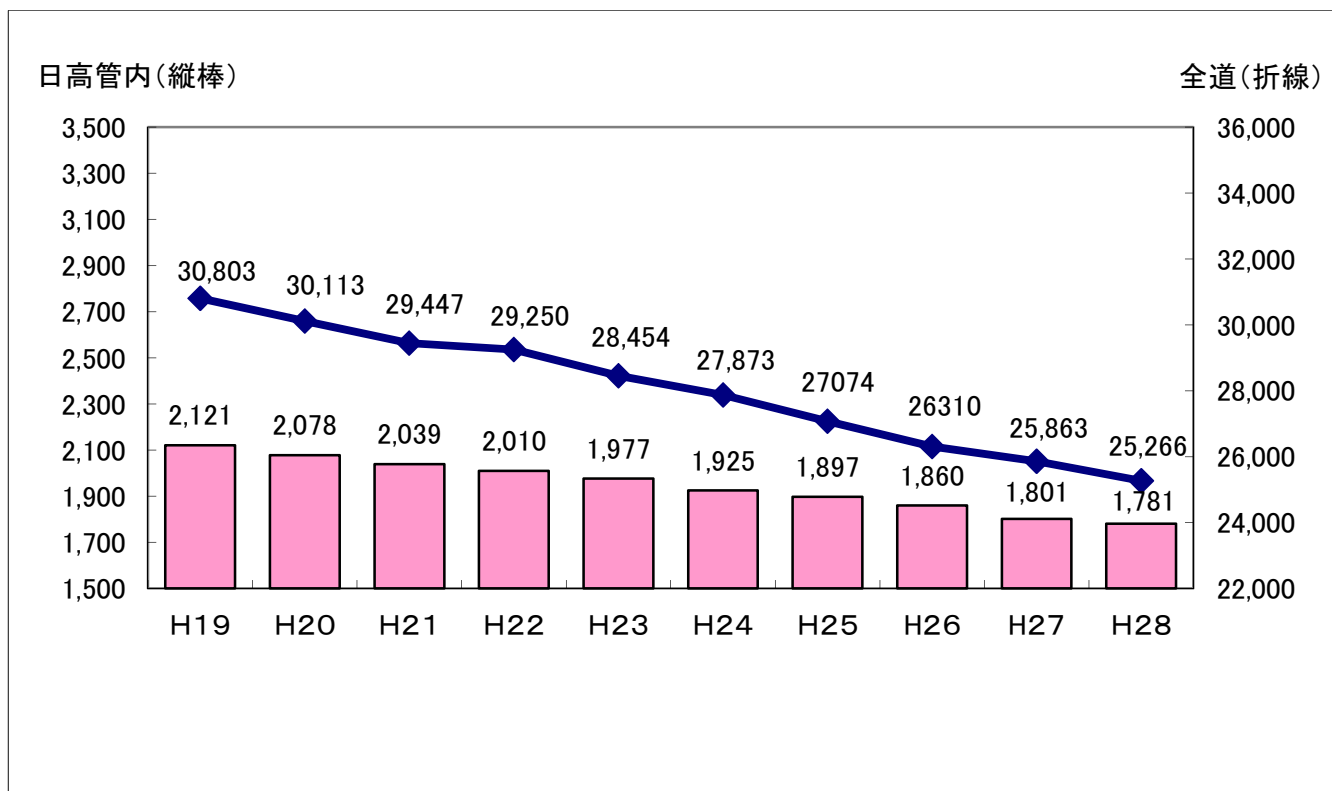
階層別では、1t未満船で管内全体の53.9%、1t～3t未満船で28.6%、3～5t未満船で9.0%を占めており、5t未満船で管内漁船の91.5%を占めています。



階層別漁船隻数	
0t～0.9t	959
1t～2.9t	510
3t～4.9t	160
5t～9.9t	91
10t～19.9t	53
20t以上	8
管内計	1,781

### (3) 漁船隻数の推移

全道及び管内ともに減少傾向にあり、10年前と比較して約17%減少しています。





# 第10. 漁業権漁業について

## (1) 漁業権漁業 (海面)

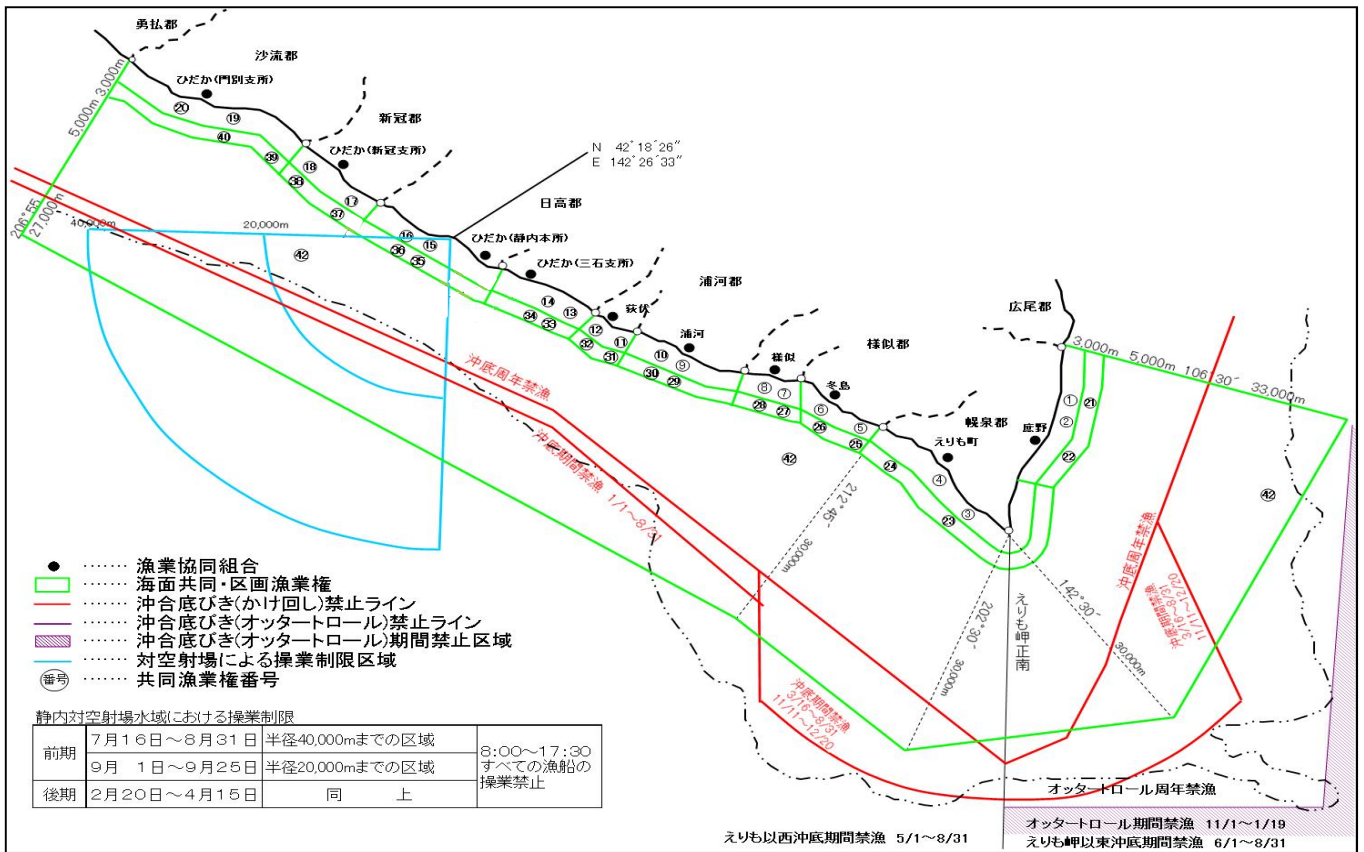
### 《共同漁業》

海面共同漁業権は、第一種から第三種共同漁業に区分され、漁協単有40件、管内3漁協共有1件の計41件が免許されており、漁業権の内容としては第一種は、主にこんぶ漁業、たこ漁業、ほっき貝漁業、第二種は、各種刺網漁業、第三種は、地びき網漁業となっています。

### 《定置漁業》

当管内に設定されている定置漁業権の漁業名称は、さけ定置網となっており春網、秋網、春秋併設網の3種類に区分され、その内訳は春網12ヶ統、秋網27ヶ統、春秋併設網19ヶ統の計58ヶ統が免許されています。

### 【漁業権漁場図 (海面)】



## (2) 漁業権漁業（内水面）

### 《共同漁業》

内水面共同漁業権は、ししやも漁業及びやまべ・こい漁業を内容とした第五種共同漁業として管内2件（2漁協）に免許されています。

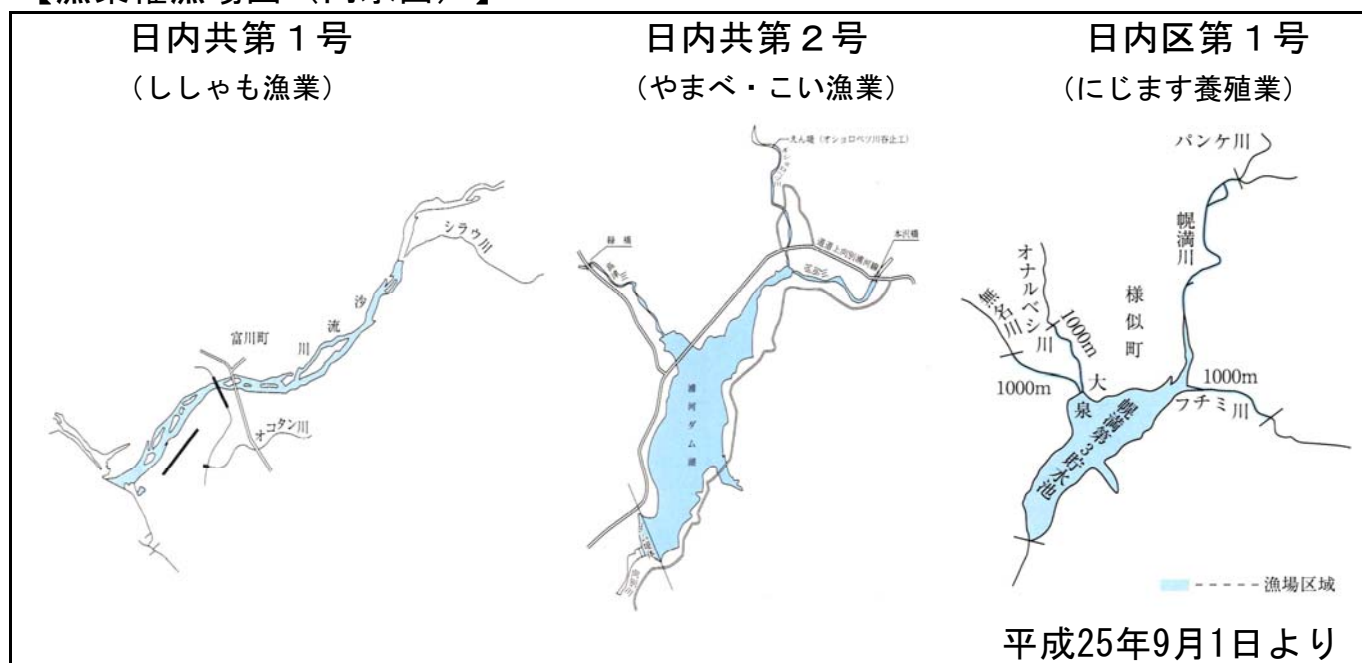
この漁業権には、その内容となっている水産動植物の増殖が義務付けられており漁業権者は、種苗放流、産卵床の造成等を実施しています。

### 《区画漁業》

内水面区画漁業権は、管内に1件（1法人）免許されています。

漁業の内容は、にじます養殖業となっています。

### 【漁業権漁場図（内水面）】



## 第11. 知事・大臣許可漁業について

### (1) 知事許可漁業

知事許可漁業は、日高振興局管内において、北海道海面漁業調整規則第5条に掲げる各許可漁業を営むものであり、管内全体の知事許可漁業は平成29年3月末現在で1,267件が許可されています。

管内の代表的な知事許可漁業は、つぶかご漁業、たこ漁業(箱、空釣)等です。

#### 【漁業種類別知事許可漁業件数】

(平成29年3月末現在)

漁業種類		操業期間	件数
太平洋小型さけ ます流し	10ト未満	4/15~7/7	7
	5ト未満		1
小型機船底びき網(手 繰第二種)(ししやもこ ぎ網)	えりも以西	10/1~12/10	40
	えりも以东	10/1~12/10	6
えびかご		3/1~10/31	48
かにかご	東部(えりも本所~庶野支所)	12/5~2/22	26
	西部(ひだか~冬島支所)	1/15~3/29	36
すけとうだら固定式刺 し網	10ト以上	4/1~3/31	13
	10ト未満	4/1~3/31	148
たこかご		3/1~10/31	48
つぶかご		4/1~3/31	98
あいなめかご		6/15~10/31	163
たこ(箱、空釣り)		4/1~3/31	163
めぬけ固定式刺し網		4/1~3/31	42

漁業種類		操業期間	件数
たら固定式刺し網		10/1~1/31	32
かれい固定式刺し網		10/21~4/30	56
小型機船底びき網(手繰第三 種)(ほっきがいけた網)		4/1~3/31	104
小型機船底びき網(手繰第三種)(な まこけた網)		4/1~3/31	70
いか釣り		6/1~12/31	66
潜水器(うに、なまこ、えむし)		4/1~3/31	39
えりも以东太平 洋海域における さんま漁業	流し網	7/8~9/30	56
	棒受け網(10ト未満)	7/22~11/30	1
	棒受け網(5ト未満)	7/15~11/30	-
さんま棒受け網(林-ツ海域)		8/20~12/25	4
合計			1,267

### (2) 大臣許可、届出漁業

大臣許可漁業とは、漁業法第52条第1項に定められた漁業を営むものであり、届出漁業とは承認漁業等の取締りに関する省令第1条第3項に定められた漁業を営むものであります。

管内全体の大員許可漁業・届出漁業は平成29年3月末現在で39件となっています。

管内の代表的な大臣許可漁業は沖合底びき網漁業です。

#### 【漁業種類別大臣許可、届出漁業件数】

(平成29年3月末現在)

漁業種類		操業期間	件数
許 可	沖合底引き網	4/1~3/31	2
	遠洋かつお・まぐろ	4/1~3/31	1
	さんま棒受け網	8/1~12/31	4
合計			7

漁業種類		操業期間	件数
届 出	小型まぐろはえ縄	8/16~8/15	0
	かじき等流し網	7/1~6/30	9
	小型するめいか釣り	1/1~12/31	23
合計			32



## 第12. 遊漁船業について

### (1) 遊漁船業の適正化に関する法律について

遊漁船業を営むためには「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき北海道知事の登録を受けなければなりません。

○登録のための主な要件は次のとおりです。

- ・登録拒否要件（法第6条第1項）に該当していないこと。
- ・利用客1人あたり3000万円以上の損害賠償の保険契約等に加入していること。（省令第6条）
- ・遊漁船業務主任者を選任していること（法第12条）

※遊漁船業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、期間の経過により効力を失ってしまいます。

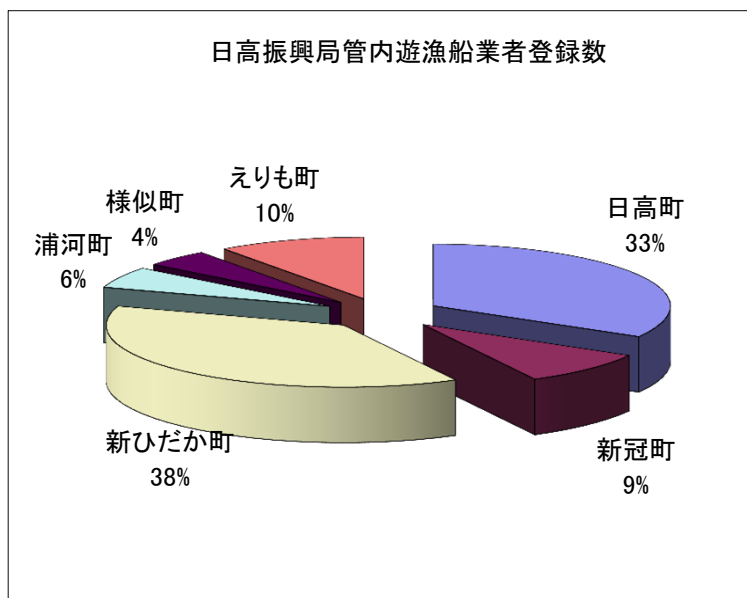
○遊漁船業務主任者になるための要件は次のとおりです。

- ・操船資格があること。（省令第10条第1項第1号）
- ・遊漁船業の実務経験を有するか、実務研修を修了していること。（省令第10条第1項第2号）
- ・遊漁船業務主任者講習を修了していること。（省令第10条第1項第3号）

※遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期間も5年間となっており、期間満了の前に更新の講習を受講しなければなりません。

### (2) 遊漁船業者登録数について

日高振興局管内の遊漁船業者登録数は平成29年3月31日現在で、89名（法人含む）となっており、そのうち漁業と兼業する登録者は88名となっています。



町	登録数
日高町	29
新冠町	7
新ひだか町	34
浦河町	5
様似町	5
えりも町	9
管内計	89

(単位：名)

## 第13. 各種取締・規制について

### (1) 内水面及び河口付近におけるさけ・ます等の採捕の禁止

#### <<内水面におけるさけ・ますの採捕禁止>>

内水面においては、水産資源保護法第25条の規定により「さけ」の採捕が禁止されています。

また、「ます」(さくらます、からふとます、べにます、ぎんます及びますのすけをいう。)については、北海道内水面漁業調整規則第45条の規定により同じく採捕が禁止されています。

#### <<河口付近におけるさけ・ますの採捕禁止>>

当管内の河川の河口付近においては、「さけ」及び「ます」の採捕の禁止区域、禁止期間を次の表のとおり定めています。(北海道海面漁業調整規則第42条)

また、各種漁業(小型定置漁業、底建網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、地びき網漁業及び船びき網漁業)については同表の区域、期間における操業を禁止しています。(同規則第42条の2)

#### 【禁止区域及び禁止期間】

(平成29年3月末現在)

町名	河川名	禁止期間	区域 ※1		備考
			左・右岸(m)	沖合(m)	
日高町	沙流川	5/1~11/30	1,000	1,000	
新冠町	新冠川	9/1~11/30	700	700	
新ひだか町	静内川	5/1~11/30	1,000	1,000	
	三石川	5/1~6/30及び9/1~11/30	500	500	
浦河町	日高幌別川	5/1~11/30	1,000	1,000	
様似町	ニカベツ川	5/1~8/31	300	500	
えりも町	歌別川	5/1~11/30	次頁図のとおり		
	猿留川	5/1~11/30	300	300	

※1 左右岸の規制区域は標柱などで示されております。沖合距離は最大高潮時海岸線からの距離です。

(左岸とは河口から海に向かって左側の海岸です。)

この表で示している左右岸の距離は、一応の目安としてください。